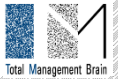


TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和2年12月25日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp

担当 : 小林 俊雅

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17アケイ南森町6F

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

新型コロナによる固定資産税等の減免措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、企業の業績悪化が深刻な問題となっています。その影響で売上が減少している事業者支援として、固定資産税等の減免措置が講じられています。今回はその減免措置についてご説明致します。

1. 固定資産税・都市計画税の減免措置の概要

事業者が保有する事業用家屋や償却資産の令和3年分の固定資産税・都市計画税について、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から同年10月までの任意の連続する3カ月の売上高が、前年同期比で50%以上減少した場合に全額免除、30%以上50%未満減少した場合に2分の1を軽減するというもの。

2. 認定経営革新等支援機関等の確認

事業者が固定資産税・都市計画税の減免措置を受けるためには、各自治体に提出する申告書等について、事前に認定経営革新等支援機関等から「同制度の対象事業者であること」「売上高要件を充足していること」「対象家屋の事業用割合等に相違が無いこと」などの確認を得る必要があります。

3. 認定経営革新等支援機関等とは

通常、認定経営革新等支援機関とは、国から認定を受けた、税理士や公認会計士又は監査法人、中小企業診断士、金融機関（銀行、信用金庫）などが対象となります。

しかし、同制度については、新型コロナウイルス感染症に係る事業者支援という趣旨に鑑み、事業者の手続きがより迅速に進められるよう認定経営革新等支援機関「等」として対象となる範囲を拡大しました。

同制度では認定経営革新等支援機関「等」の「等」の範囲として、認定を受けていない税理士、税理士法人、公認会計士、監査法人、中小企業診断士、各地の青色申告会連合会及び青色申告会、都道府県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会なども含まれます。したがって、必ずしも国からの認定を受けている必要はないということです。

4. 申告方法

- ・中小事業者等は、認定経営革新等支援機関等に①中小事業者等であること、②事業収入の減少、③特例対象家屋の居住用・事業用割合について確認を受けることが必要です。
- ・事業者は、対象設備の所在する各地方自治体が定める申告書様式を利用して、認定経営革新等支援機関等から申告書を発行してもらい、2021年1月以降に申告期限（2021年1月末）までに固定資産税の納付する市町村に必要な書類とともに軽減の申告をします。

5. 本特例の対象となる中小企業者等の範囲

租税特別措置法における中小企業者が対象となっており、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1,000人以下の場合が対象となります。ただし、大企業の子会社等（下記のいずれかに該当する企業）は対象外となります。

①同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます）から2分の1の出資を受ける法人

②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

6. 賃料の猶予や減額の場合

賃貸業（ビル、マンション、アパート等）を営む事業者が、賃料を猶予や減額したことによって、事業収入が減少した場合については、新型コロナウイルス感染症に起因する事業収入の減少であれば減免措置の対象になります。

例えば、特例の適用を判断する令和2年の3カ月間と、前年の同3カ月間で全く同じ賃貸を行っている場合、令和2年の賃料を値引きしたときには、売上が減少することとなります。

ただし、テナント等の賃料支払いを猶予したことによる収入減少をもって本措置の適用を受けようとする場合、3カ月分以上の賃料を、それぞれの賃料の支払期限から3カ月以上猶予していることが必要となります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により賃料支払いを猶予したことを証する書面の提出が必要になります。

7. まとめ

中小企業庁のホームページでは当該減免措置についてのQ&A集も公表されておりますので、そちらも併せてご確認ください。申告期限を過ぎてしまうと減免措置を受けることができなくなりますので、この措置の適用を受けたいと思われる方は、2021年1月末までに必ずご申告ください。ご不明点等ございましたら、いつでもお気軽にご相談下さい。